

平成 29 年度 教員免許状更新講習受講申込について

「音鑑・ICT勉強会 2017」は、それぞれ「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に該当する教員免許状更新講習（選択領域 6 時間）の認定を受けました。

教員免許状更新講習として受講される場合は、「ICT勉強会受講申込」をウェブから手続きをした後、更新講習のための申込書を別途お送りください。

なお、教員免許状更新講習受講者は、講座終了後引き続き認定試験を受けていただきます。

更新講習応募受付：平成 29 年 7 月 14 日（金）～8 月 31 日（木）

更新講習応募資格：内容は音楽科指導に携わる小学校・中学校教諭を対象にしています。

今年度受講対象となる方は、生年月日が昭和 37,47,57 年 4 月 2 日から翌年の 4 月 1 日、教諭の普通免許状修了確認期限が平成 30 年 3 月 31 日となる方、および生年月日が昭和 38,48,58 年 4 月 2 日から翌年の 4 月 1 日、教諭の普通免許状修了確認期限が平成 31 年 3 月 31 日となる方です。

講習認定方法：該当者は、講座終了後引き続き筆記による認定試験を行いません。

講習修了通知：試験結果に基づき、10 月 25 日までに通知します。

講習認定単位：1 日間日程で選択領域 6 時間の認定です。

※更新講習履修規定では、別途必須領域 6 時間及び選択必修領域 6 時間、選択領域 12 時間の受講が必要です。

申込方法・締切：「ICT勉強会受講申込」をした後、本ファイルにある受講申込書、課題意識調査を印刷し、必要事項の記入、顔写真の貼付、証明者の押印を受け、
郵送で 8 月 31 日（木）までに事務局に届くようにお申込みください。

提出書類 ※免許状の種類・証明者記入欄については本ファイル内に参考掲載

1. 免許状更新講習受講申込書
2. 免許状更新講習「課題意識調査」

* 「ICT勉強会受講申込」で先着順に受け付け、定員になり次第、期日前であっても締切ります。

参加決定：「ICT勉強会受講申込」で先着順に受け付けます。

ただし、ご提出いただいた更新講習申込書に不備があり、期日までに訂正をいただけない場合、お申込者本人の受講ではない場合には、受講をお断りすることがあります。

万一お申込の段階で受講定員に達している場合は、当方から申込書に書かれた E メールアドレスまたは F A X にてお知らせします。

受講料のご入金方法はお申込時、開催要領の詳細などは、お申込後ご案内します。

ご不明の点は事務局担当・中里までお問い合わせください。 TEL.03-5717-6885

免許状更新講習について、詳しくは文部科学省ホームページをご確認ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

公益財団法人音楽鑑賞振興財団 教員免許状更新講習受講申込書

教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項

() 9月9日(土)

() 9月10日(日)

「音鑑・ICT勉強会 2017」 1日間日程(選択領域6時間)

↑ 受講される方に○印を入れてください。

【受講者本人記入欄】

ふりがな 氏名		申込印		生年月日	西暦 年 月 日 昭和 年 月 日	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80px; margin: auto;"> <p>(顔写真)</p> <p>縦 36~40 横 24~30 mm</p> </div>
ご自宅連絡先	(〒 -) 都道府県 市区町村 Email: (携帯アドレス不可) ※メールがない場合はFAX番号 (TEL) - - (携帯) - -					
受講対象者の区分	現在の勤務校名(例: 都道府県名・市区町村立〇〇学校) ①小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務している教育職員・教育の職にある者 職名 ※該当職を○で囲んでください。 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭					
※①~④の中から該当する区分に記入してください。	②教員採用内定者/教員として任命又は雇用される(見込みのある)者 任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先					
	③教員勤務経験者 任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先					
	④その他 勤務先 職名					

所持する免許状について記入してください。※記入の方法は「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等

※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、別紙に記入し添付してください。

修了確認期限・有効期間の満了の年月日	平成 年 月 日
--------------------	----------

※【証明者記入様式】に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。

〔証明者記入様式〕

※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。
証明の方法は「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

(受講者)

ふりがな 氏名	生 年 月 日	西暦	年	
		昭和	年	月

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「○」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）（免許法第9条の3Ⅲ①）	
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

平成 年 月 日

証明者名 (機関名・役職名)
(氏 名)

印

[受講者本人記入のこと]

公益財団法人音楽鑑賞振興財団 教員免許状更新講習「課題意識調査」

開設者：公益財団法人音楽鑑賞振興財団	講座名：【選択】音鑑・ICT 勉強会 2017
講座受講日	() 平成 29 年 9 月 9 日 () 平成 29 年 9 月 10 日 ↑ 受講される講習の () に○印を入れてください。 (選択領域 6 時間)
受講者名	

1. 受講を希望した理由、日頃ご自身が課題に感じていらっしゃることをご記入ください

--

2. この勉強会に期待することをご記入ください

--

3. ほかに教員免許状更新講習として希望する内容・方法・開催時期などのご希望があればお聞かせください

--

4. その他

--

(参考)

○所持する免許状の欄の書き方について〔受講者本人記入欄〕

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等 ※栄養教諭（普通）専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。
幼稚園教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	
小学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	（特別のみ） 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育
中学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教
高等学校教諭（普通・特別） 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教 （一種のみ） 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
特別支援学校自立教科教諭 （普通・特別） 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）
特別支援学校自立活動教諭 （普通・特別） 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	
栄養教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	授与年月日 平成●●年●月●日

○免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について〔受講者本人確認用〕

- 改正前（平成28年3月まで、以下同じ）の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者は、改正後（平成28年4月から、以下同じ）の必修領域講習（6時間）及び選択必修領域講習（6時間）をあらためて受講する必要はありません。（ただし、所定の期間内の履修認定に限る。）（※注）
- 改正前の選択領域講習の履修認定を受けた者は、改正後の選択領域講習のうち、同時間に限り、あらためて受講する必要はありません。（ただし、所定の期間内の履修認定に限る。）（※注）
- 必修領域講習は、免許状の更新手続において、必修領域講習としてのみ使用できます
選択必修領域講習は、免許状更新手続において、選択必修領域講習としてのみ使用できます
選択領域講習は、免許状更新手続において、選択領域講習としてのみ使用できます
（いずれも、他の領域への振替えはできません）。

（※注）免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項に基づき、

○改正前の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者については、改正後の必修領域講習（6時間）と選択必修領域講習（6時間）の履修認定を受けた者とみなします。

○改正前の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者については、改正後の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者とみなします。

○受講対象者の証明方法について〔証明者記入様式〕

受講対象者の区分		証明の方法	
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） （免許法第9条の3Ⅲ①） 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 （免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	公立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
		国立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員	場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	任命権者の証明	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	任命権者又は雇用者の証明	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	その者の任命権者・雇用者の証明	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	任用又は雇用予定の者の証明	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	任用又は雇用していた者の証明	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（※注） （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の長の証明	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の設置者の証明	
教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	任用又は雇用する可能性がある者の証明		

（※注）免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第23号）の施行（平成25年8月8日）により、認可保育所に勤務する保育士は、設置者が幼稚園を設置しているかどうかにかかわらず、受講対象者となった。